

## 第5章 医療の安全と医療サービスの向上

### 第1節 医療安全対策

#### 1 現状

- 医療の高度化・専門化が進行し、また、近年、医療機関へのサイバー攻撃により長期間診療が停止する事案が発生する中で、道民が安心して医療を受けられる体制の整備が一層必要となっています。
- 各道立保健所が医療機関や薬局に対して実施している立入検査の際に、医療安全体制の整備の状況について確認するとともに、必要に応じ助言指導を行っています。
- 道民の医療に対するニーズが多様化する中で、患者や家族からの苦情や相談に対応し、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図ることにより、住民の医療に対する信頼性を確保することを目的とし、平成15年9月1日から道立保健所等に医療安全支援センターを設置しています。
- 上川北部圏域では、道北地方医療安全支援センター（上川保健所内）のサブセンターとして、名寄保健所で相談等に対応しています。

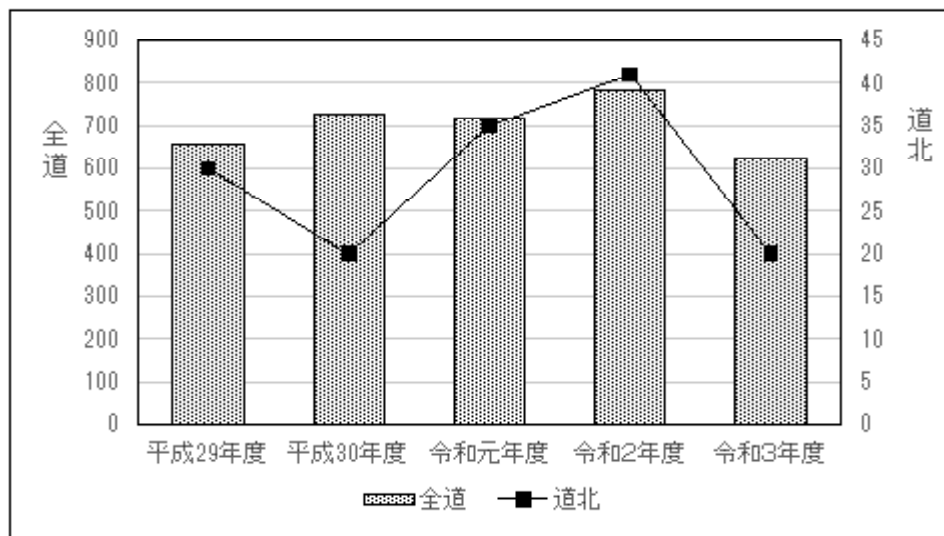
#### 【医療安全支援センターの組織】

中央医療安全支援センター		
所管圏域	設置場所	
全道域	北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課内	
地方医療安全支援センター		
所管圏域 (第三次 医療圏)	設置場所	
	地方センター	
	サブセンター	
道 南	渡島保健所内	江差保健所内、八雲保健所内
道 央	岩見沢保健所内	江別保健所内、千歳保健所内、滝川保健所内、 深川保健所内、倶知安保健所内、岩内保健所内
	苫小牧保健所内	室蘭保健所内、浦河保健所内、静内保健所内
道 北	上川保健所内	名寄保健所内、富良野保健所内、留萌保健所内、 稚内保健所内
オホーツク	北見保健所内	網走保健所内、紋別保健所内
十 勝	帯広保健所内	
釧路・根室	釧路保健所内	根室保健所内、中標津保健所内

※札幌市、旭川市、函館市及び小樽市は、それぞれの市立保健所等に対応。

【医療安全支援センターにおける相談件数推移】

(単位：件)



※件数には、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市分の相談等件数は含まれていない。

【令和3年度 内容別相談件数】

(単位：件)

区 分	医 科				歯 科				合 計	
	相 談		苦 情		相 談		苦 情		全道	道北
	全道	道北	全道	道北	全道	道北	全道	道北		
1. 医療行為・医療内容	1. 治療・看護等の内容や技術	49	1	38	2	5		9	101	3
	2. 上記1のうち医療過誤の疑い	22		6		2			30	
	3. 転院・退院	23		10					33	
	4. 医療関連法規等の関係	11	1	4	4	1		1	17	5
	5. その他(医療行為・医療内容関係)	43	1	32	2	1		1	77	3
2. コミュニケーションに関すること	1. 説明等に関するもの	53		56	4	7		6	122	4
	2. 基本的なマナーに関するもの	11		24	2				35	2
	3. その他(コミュニケーション関係)	26		23		3		5	57	
3. 医療機関等の施設	1. 衛生環境	11		17		2		4	34	
	2. その他(医療機関等の施設関係)	6		11					17	
4. 医療情報等の取扱	1. カルテ開示	18		7		1		9	35	
	2. セカンドオピニオン	1							1	
	3. 広告			1					1	
	4. 個人情報・プライバシー	3		3					6	
	5. 診断書等の文書関係	5		3	1				8	1
	6. その他(医療情報等関係)	1		1					2	
5. 医療機関等の紹介・案内	20	2	2		2			24	2	
6. 医療費(診療報酬等)	1. 診療報酬等	13		3		2		2	20	
	2. 自費診療関係	6				2		1	9	
	3. その他(医療費関係)	11		6		1		3	21	
7. 医療知識等を問うもの	1. 健康や病気関係	7							7	
	2. 薬品関係	13		1					14	
	3. 制度関係(医療・介護・福祉)	10							10	
	4. その他(医療知識の質問関係)	6		1					7	
8. その他	72		23		1			96	1	
合計	441	5	272	15	30	0	41	0	784	20

※ 道北は「道北医療安全支援センター」の略で、値は再掲

## 2 課題

### (1) 医療安全のための体制整備

医療機関や薬局における医療の安全を図るため、医療従事者の資質の向上とともに、医療安全体制の整備を促進することが求められています。

### (2) 医療に関する相談体制の整備

医療に関する患者・住民の苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する助言や情報提供など医療安全の推進を図るため、医療に関する相談体制を充実することが求められています。

## 3 施策の方向と主な施策

### (1) 医療機関及び薬局における医療の安全を確保するための取組の推進

医療機関及び薬局において、以下の取組によって医療の安全等が確保されるよう、立入検査などの機会を活用し、必要な助言指導を行います。

#### ① 医療安全管理

- 医療安全管理のための指針の整備
- 医療安全管理のための委員会の開催（病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）
- 医療安全管理のための職員研修の実施
- 事故報告など改善のための取組の実施

#### ② 院内感染対策

- 院内感染対策のための指針の整備
- 院内感染対策のための委員会の開催（病院、有床診療所及び入所施設を有する助産所に限る。）
- 従事者に対する院内感染対策のための研修の実施
- 感染症の発生状況の報告など改善のための取組の実施

#### ③ 医薬品の安全管理

- 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 従事者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施
- 医薬品の安全使用のための業務手順書の作成と、その手順書に基づく業務の実施
- 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

#### ④ 医療機器の安全管理

- 医療機器の安全使用のための責任者の配置
- 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施
- 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の適切な実施
- 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集など改善のための取組の実施

⑤ 診療放射線の安全管理

- 診療放射線の利用に係る安全な管理のための責任者の配置
- 診療放射線の安全利用のための指針の策定
- 従事者に対する診療放射線の安全利用のための研修の実施
- 放射線診療を受ける者の厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器等の放射線による被ばく線量の管理及び記録その他の診療放射線の安全利用を目的とした改善のための取組の実施

⑥ サイバーセキュリティ対策

- サイバーセキュリティを確保するために安全管理ガイドラインに基づく必要な取組の実施

(2) 医療安全に関する研修会の開催

関係団体・機関と連携を図りながら、医療機関や薬局を対象とした医療安全に関する研修会を実施します。

(3) 医療安全支援センターの設置運営

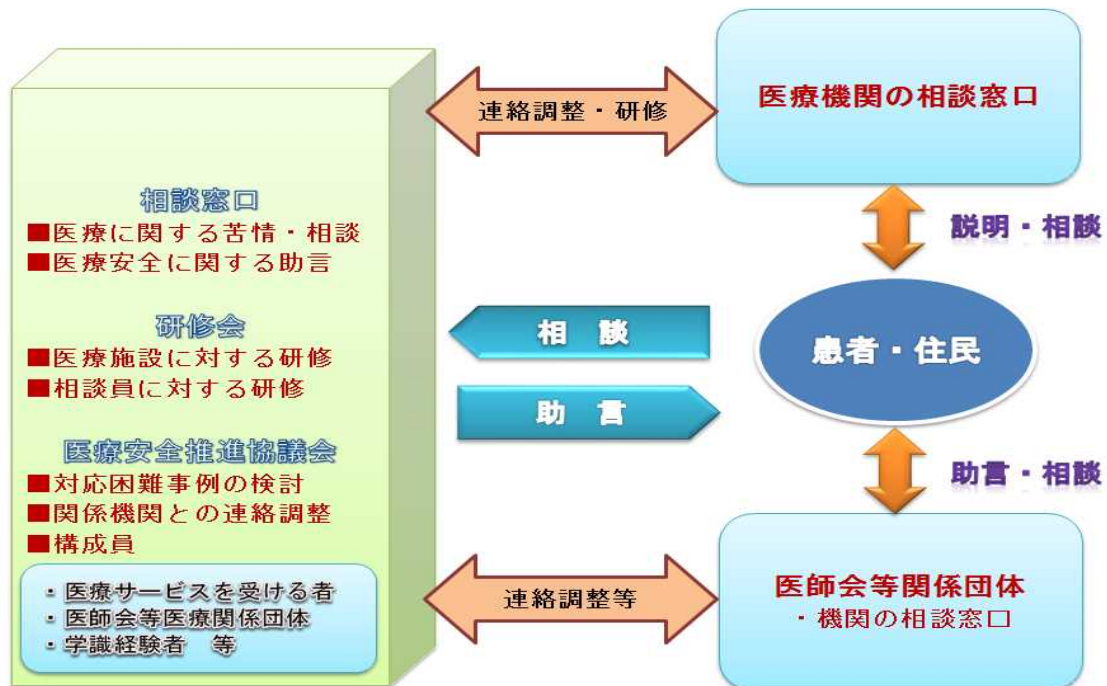
① 医療相談

「中央医療安全支援センター」（道本庁内）、「道北地方医療安全支援センター」（上川保健所内）及び「サブセンター」（名寄保健所内）が連携し、住民の様々な医療に関する相談等に対応します。

② 医療安全推進協議会

道北地方医療安全支援センターに設置する「道北地方医療安全推進協議会」において、医療安全支援センターの業務内容の検討や個別医療相談事例のうち重要なものや専門的な事例、対応困難事例などについて検討協議を行うことにより、医療相談体制の充実に努めます。

医療安全支援センター（中央・地方）の業務と相談等の流れ



## 第2節 地方・地域センター病院等の機能の充実

### 1 現状

#### (地方センター病院)

- 第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師等の派遣及び技術援助を行い、他の医療機関との機能分担、連携を図りながら、三次医療を提供するとともに、二次医療機関の後方支援医療機関としての役割を担っています。
- 地域の医療機関との連携を図るための組織として「地域医療支援室」を設置・運営しています。
- 令和5年4月1日現在、全道で5病院が指定されており、上川北部圏域では名寄市立総合病院が指定されています。

#### (地域センター病院)

- プライマリ・ケアを支援する二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保するとともに、地域の医療機関への医師等の派遣及び技術援助、医師等を対象とした研修会の開催、無医地区等の巡回診療を行っています。
- 地域の医療機関との連携を図るための組織として「地域医療支援室」を設置・運営しています。
- 令和5年4月1日現在、全道で25病院が指定されており、上川北部圏域では名寄市立総合病院が指定されています。

【地方・地域センター病院一覧】

令和5年4月1日現在

医療圏		指定区分・年度		病 院 名	病床数	住 所
三次	二次	地方	地域			
道 南	南 渡 島	H6	S59	市 立 函 館 病 院	648床	函館市港町1丁目10番1号
	南 檜 山	—	S44	北 海 道 立 江 差 病 院	198床	檜山郡江差町字伏木戸町484番地
	北渡島檜山	—	S57	八 雲 総 合 病 院	327床	二海郡八雲町東雲町50番地
道 央	札 幌	—	—	—	—	—
	後 志	—	S48	JA 北 海 道 厚 生 連 倶 知 安 厚 生 病 院	214床	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地
	南 空 知	—	S57	岩 見 沢 市 立 総 合 病 院	484床	岩見沢市9条西7丁目2番地
	中 空 知	—	S57	砂 川 市 立 病 院	498床	砂川市西4条北3丁目1番1号
	北 空 知	—	S49	深 川 市 立 病 院	203床	深川市6条6番1号
	西 胆 振	—	S57	市 立 室 蘭 総 合 病 院	527床	室蘭市山手町3丁目8番1号
	東 胆 振	—	H1	総合病院 伊達赤十字病院	330床	伊達市末永町81番地
	日 高	—	S57	苫 小 牧 市 立 病 院	382床	苫小牧市清水町1丁目5番20号
道 北	上 川 中 部	—	—	—	—	—
	上 川 北 部	H9	S58	名 寄 市 立 総 合 病 院	359床	名寄市西7条南8丁目1番地
	富 良 野	—	S50	北 海 道 社 会 事 業 協 会 富 良 野 病 院	255床	富良野市住吉町1番30号
	留 萌	—	S50	北 海 道 立 羽 幌 病 院	120床	苫前郡羽幌町栄町110番地
		—	S57	留 萌 市 立 病 院	300床	留萌市東雲町2丁目16番地1
	宗 谷	—	S55	市 立 稚 内 病 院	332床	稚内市中央4丁目11番6号
オホーツク	北 網	H3	S55	北 見 赤 十 字 病 院	532床	北見市北6条東2丁目1番地
		—	H1	JA 北 海 道 厚 生 連 網 走 厚 生 病 院	347床	網走市北6条西1丁目9番地
	遠 紋	—	S49	広 域 紋 別 病 院	150床	紋別市落石町1丁目3番37号
十 勝 十 勝		—	H1	JA 北 海 道 厚 生 連 遠 軽 厚 生 病 院	337床	紋別郡遠軽町大通北3丁目1番5号
		S54	S54	JA 北 海 道 厚 生 連 帯 広 厚 生 病 院	651床	帯広市西14条南10丁目1番地
釧 路 ・ 根 室		—	H11	北 海 道 社 会 事 業 協 会 帯 広 病 院	300床	帯広市東5条南9丁目2番地
	釧 路	H4	S57	市 立 釧 路 総 合 病 院	599床	釧路市春湖台1番12号
	根 室	—	H1	市 立 根 室 病 院	135床	根室市有磯町1丁目2番地
		—	S45	町 立 中 標 津 病 院	173床	標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1

## 2 課題

### (地方・地域センター病院)

- 地方・地域センター病院である名寄市立総合病院では、地域の医療機関が抱える専門技術不足や医師不足などを補うため医師及び医療従事者の派遣を行っており、その医療機能及び地域医療支援機能の維持・充実が求められています。
- 「北海道地域医療構想」の実現に向け、地域における医療提供体制の整備を図っていくためには、各圏域の中核的医療機関である地域センター病院の役割が重要となります。

## 3 施策の方向と主な施策

### (地方・地域センター病院)

医療機能及び地域医療支援機能の充実を図るとともに、地域医療構想の実現に向けた取組を促進します。

- ◇ 地域の医療機関への医師等の派遣
- ◇ 地域の医療機関も参加できる研修会の開催や地域医療構想の実現に向けた啓発活動等の実施
- ◇ 病院施設の開放化の促進
- ◇ 医療機器の共同利用の促進

## 第3節 医療に関する情報化の推進

### 1 情報通信技術（ICT）を活用した情報共有の促進

#### (1) 現状

- 国では、令和4年6月「経済財政運営と改革の基本方針2022」において「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」などを示し、医療情報の電子化・共有化により質の高い効率的な医療の提供に向けた取組を推進しています。
- 道内では、第三次医療圏を中心に、医療機関を主体としたネットワークが構築されています。
- 上川北部圏域では、平成25年6月から名寄市立総合病院が中心となり、当圏域、宗谷圏域及び遠紋圏域の医療機関及び薬局（令和6年度：39施設）が参加し、ポラリスネットワーク\*が運営されています。
- また、令和3年度からは、医療介護連携ICTシステムを追加する形で、新たに名寄市内の薬局、歯科診療所、介護サービス施設・事業所及び地域包括支援センターも加わり、医療と介護の連携を強化した新たなポラリスネットワークとして本格稼働しています。

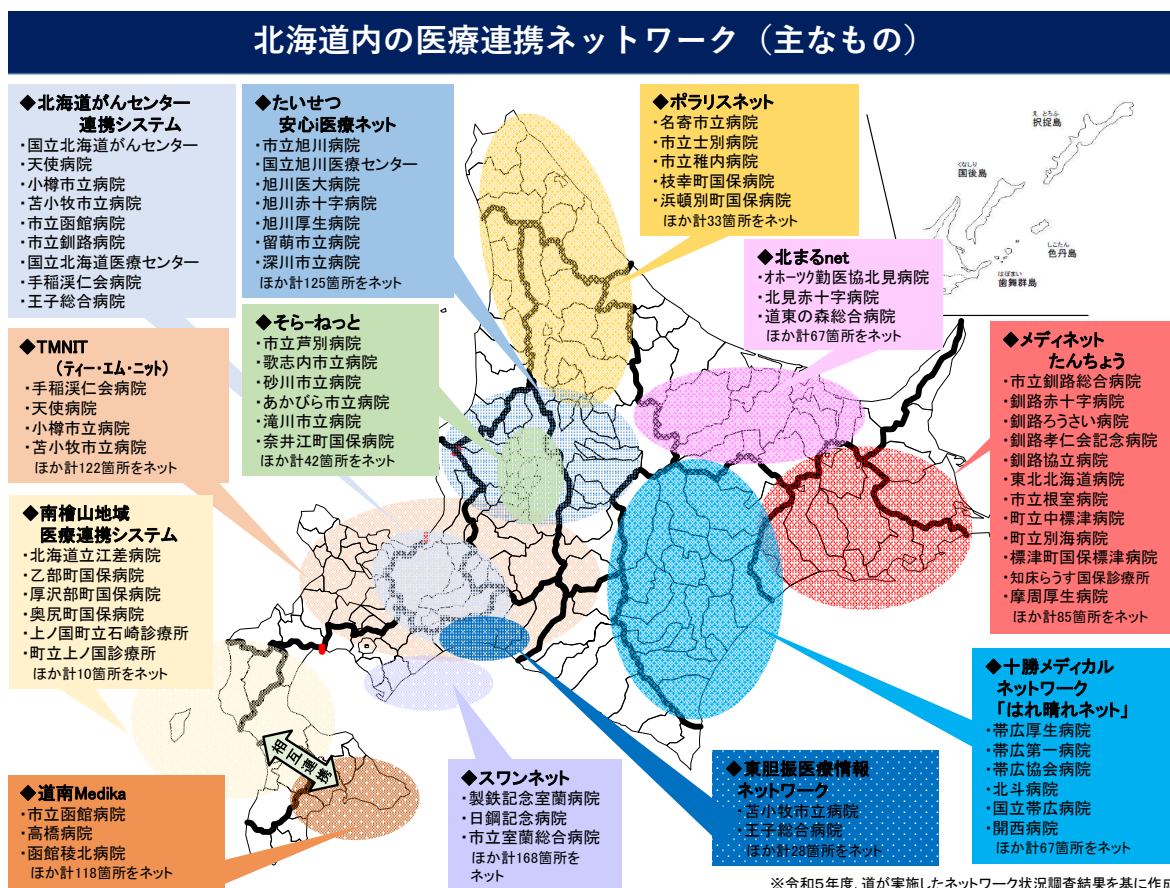
\* ポラリスネットワーク：道北北部医療連携ネットワークの通称

(2) 課題

- 医療機関間のネットワークは、着実に増えてきましたが、地域医療構想の実現に向け、参加医療機関、介護事業所等の拡大や情報連携も含めた市町村単位のネットワークの構築を推進する必要があります。
- ネットワークでは、患者の診療情報等を他の医療機関と共有することから、サイバー攻撃を念頭においたセキュリティの確保が重要です。

(3) 施策の方向と主な施策

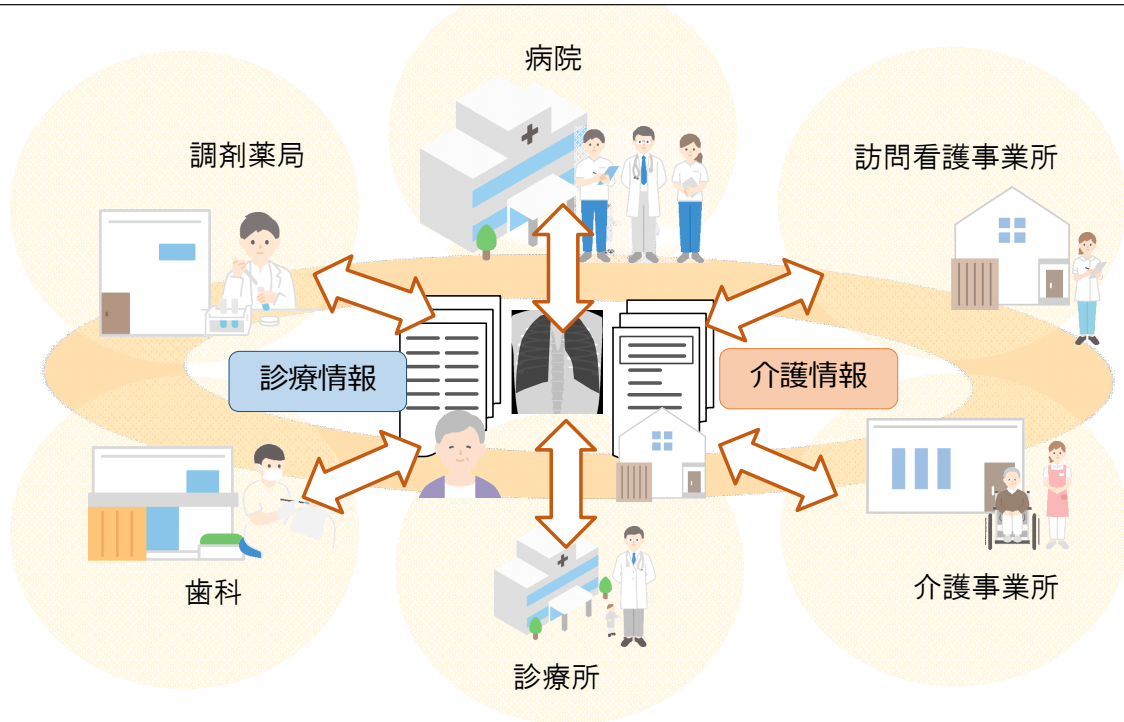
- ICTを活用して医療機関間又は医療機関と介護事業所間で診療情報等を共有するためのネットワークの構築や導入に当たっての体制の整備を支援します。
- ネットワークへの不正侵入防止対策など患者の診療情報等のセキュリティの徹底を図ります。
- 将来的に国の医療DXシステムとの機能連携を予定しています。



【医療と介護の連携ネットワークイメージ図】

### 医療と介護の連携ネットワーク

○ 患者の診療情報や介護情報を関係機関で構成するネットワーク上で情報提供・参照することにより、情報の共有を図る。



## 2 遠隔医療システムの導入促進

### (1) 現 状

- 上川北部圏域は、広大な面積を有し、地域間で医療資源に格差があることから、へき地医療や在宅医療を推進する上で遠隔医療システムを活用した地域医療の支援を行っています。
- 名寄市立総合病院では、市立稚内病院をはじめ二次医療圏の中核的医療機関に対してICTを活用して医師に対する遠隔医療支援、旭川医科大学病院との症例相談などを実施しています。
- ポラリスネットワークを活用し、名寄市立総合病院と患者情報を共有、画像診断等の検査結果を同病院の専門医が診断し、的確な結果と治療方針を早期に決定して急患の搬送の必要性などについて検討しています。

#### <遠隔医療>

患者や相手方の意思等と直接対面することなく、情報通信ネットワークを活用して伝送された画像や臨床データ等の情報を基に、医師等が診断・指示・治療などの医療行為及びこれらに関連した行為を行うことです。

区 分	概 要
遠 隔 画 像 診 断 ( テ レ ラ ジ オ ロ ジ ー )	X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。
遠 隔 病 理 診 断 ( テ レ パ ソ ロ ジ ー )	体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに行う遠隔診断を行う。
遠 隔 相 談 ( テ レ コ ン サ ル テ ー シ ョ ン )	画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。また、在宅の患者とのコミュニケーションを図る。
在 宅 医 療 ( テ レ ケ ア )	情報通信端末で測定した生体情報(体温、血圧、脈拍、尿糖値等)やテレビ電話等を通じ患者の映像・音声等を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信し医師に対し有用な情報を提供。

### (2) 課 題

#### (設備整備の困難性)

遠隔画像診断など遠隔医療を行うためのハードウェアやソフトウェアが高価であり、本来、遠隔医療の効果が高い地域の小規模の医療機関等においては、設備投資が困難となっています。

#### (実施体制の整備)

遠隔医療の運用に当たっては、必要なときにいつでもすぐに使えて、対応できる支援側と依頼側双方の運営上の体制の整備が必要となっています。

**(3) 施策の方向と主な施策**

(システム導入の促進)

遠隔医療システムの導入を促進するため、医療機関等の設備整備や導入に当たっての体制の整備を支援します。

(連携体制の促進)

地域の医療機関が、遠隔医療システムを活用して専門医から必要な支援を受けることができるよう、診療支援を行う医療機関の取組を支援します。